

## 教育職員免許状失効公告

教育職員免許法(昭和24年法律第47号)第10条第1項の規定により、次の免許状は失効した。

令和7年8月20日 大阪府教育委員会

- (1) 氏名、免許状記載の本籍地、生年月日 (2) 免許状の種類及び番号、授与年月日、授与権者
- (3) 失効の年月日 (4) 失効の事由に該当する

## 教育職員免許法の規定

- (1) 豊田 諭彦、大阪府、昭和61年4月22日
- (2) ①高等学校教諭一種免許状(地理歴史)、平成20年第5565号、平成21年3月31日、大阪府教育委員会 ②中学校教諭一種免許状(社会)、平成20年第3684号、平成21年3月31日、大阪府教育委員会 ③中学校教諭一種免許状(保健体育)、令3中一第290号、令和4年1月8日、大阪府教育委員会 ④高等学校教諭一種免許状(保健体育)、令3高一第374号、令和4年1月8日、大阪府教育委員会 (3) 令和7年8月1日 (4) 第10条第1項第2号 (施行規則第74条の2 第8号イ)

令和7年8月20日

</div